## 商品概要説明書

令和6年4月1日現在適用中

			令和6年4月	1日現在適用中	
1. 商品名	・ニューハッ	ピー定期預金			
2. 販売対象 および 取引条件	対象者	3ヵ月もの店頭表示利率 +年3.00% (税引後+年2.390%) 法人・個人	3ヵ月もの店頭表示利率 +年5.00% (税引後+年3.984%) 個人		
	※税引後利率は小数点第4位以下を切捨てて表示しております (預入条件)				
	<ul> <li>(1)当金庫が指定した「投資信託」または「外貨定期預金」総額 50 万円相当額以上を購入後、1ヵ月以内の預入(翌月応当日まで)</li> <li>(2)店頭表示利率+年5.00%で定期預金を預入いただく場合の条件は以下の項目を満たす方(1)に加え、当金庫の NISA(成長投資枠)で投資信託の対象商品を購入し、下記①~⑤優遇対象取引のある方①給与振込、②年金振込、③住宅ローン、④消費者ローン、⑤対象の投資信託契約時に投資信託または外貨定期預金を既に保有している</li> </ul>				
3.期間	・3カ月 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります				
4. 預 入					
①預入方法 ②預入金額	<ul><li>・一括預入</li><li>・100円以上</li></ul>				
③預入単位	<ul><li>1 円単位</li></ul>				
④預入上限	※但し、店頭		預金」との総額の範囲内となります 金を預入いただく場合、NISA(成長 内となります		
5. 払戻方法	・満期日以後	に一括して払い戻します			
6. 利 息 ①適用金利	・預入時の店頭表示の利率を基準にして次の利率を適用します 【3ヵ月もの店頭表示利率+年3.00%】 《当初預入時》 預入金額に応じ、スーパー定期またはスーパー定期300または大口定期預金の店頭表示の利率へ年3.00%上乗せした利率を初回の満期日まで適用します 《自動継続時》				
	の利率を必 【3ヵ月も 《当初預入取 預入金額に まで適用し 《自動継続服	マ回の満期日まで適用します(店頭の店頭表示利率+年5.00%】 時》 上応じ、スーパー定期の店頭表示の乗ります なます 時》	ーパー定期300または大口定期残表示の利率への上乗せは行いません 関率へ年5.00%上乗せした利率を	ン) ご初回の満期日	
②利払方法 ③計算方法 ④税金	当初預入金額に応じ、スーパー定期の店頭表示の利率を次回の満期日まで適用します(店頭表示の利率への上乗せは行いません) ・満期日以降に一括してお支払いたします ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・利息については以下のとおり20%の税金がかかります ・個人:源泉分離課税(国税15%・地方税5%)				
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります・法人:総合課税				
7. 手数料					
8. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率) ・個人にてお預入の方は、マル優の取扱いができます				
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、普通預金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します				

10. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時~17時、058-265-1151)で受付けていますまた、証券業務に関する苦情等については、日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」(0120-64-5005)でも受付けています東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時~17時、03-3517-5825)にお申し出くださいまた、証券業務に関する紛争解決は、日本証券業協会からあっせん等の委託を受けたADR FINMACにお申し出いただくこともできますお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)やADR FINMACに直接お申出いただくことも可能ですなお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけますその際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください	
11. その他ご注意事項	<ul> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> <li>・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険によって、1金融機関毎に預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります</li> <li>・金利情報については店頭にお問合せください</li> <li>・投資信託は当金庫投資信託ラインアップからお選びいただけます</li> <li>※ただし、一部ご利用いただけない商品、場合がございます</li> <li>・外貨定期預金は、円貨からのお預け入れに限らせていただきます</li> </ul>	

## 投資信託・外貨預金に関する注意事項

## 【外貨預金に関する注意事項】

- ●外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- ●円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(引出時)は手数料(1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円)がかかります(お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート(預入時)、TTBレート(引出時)をそれぞれ適用します)。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料(1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円)がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- ●外貨預金は、預金保険の対象ではありません。
- ●外貨預金のお取引に関しては、「契約締結前交付書面」により商品内容をご確認ください。

## 【投資信託に関する注意事項】

- ●投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、当金庫でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。当金庫は投資信託の購入、換金等の取扱いを行う販売会社であり、設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- ●投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- ●投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、 元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額 が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ●投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- ●投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%の購入時手数料(消費税込み)、 約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の率を乗じた信託財産留 保額が差し引かれます。また、これらの手数料とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.98%(消費税込み)を運用管 理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。

その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計額は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。

- ●投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ●投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ●投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご 覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意して います。
- ●当資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

商 号 等 :岐阜信用金庫

登録金融機関: 東海財務局長(登金)第35号

加入協会:日本証券業協会